

すこやかデイサービスセンター 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人仁悠会が開設するすこやかデイサービスセンター事業所（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定デイサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- (1) 事業所は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、利用者又はその介護を行う者の心身その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を行うものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 すこやかデイサービスセンター
- (2) 所在地 大阪市平野区平野南2丁目4番27号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 常勤専従
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員 1名 常勤専従 1名 常勤兼務
デイサービス計画に基づき利用者に対し適切に指導を行う。
- (3) 介護職員 3名 常勤専従 1名 常勤兼務
デイサービス計画に基づき指定デイサービスの提供に当たる。
- (4) 看護職員 1名 常勤専従 1名 非常勤専従 1名
機能訓練指導並びに看護業務。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 1月1日～3日を除く毎日
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後17時00分までとする。
サービス提供時間 午前9時00分から17時00分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、12人とする。

(指定デイサービスの内容)

第7条 指定デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) デイサービス計画の作成
- (2) 基本事業
 - ①生活リハビリ (日常生活動作・歩行・家事訓練等)
 - ②社会適応訓練 (会話・生活マナー等)
 - ③更生相談 (医療・福祉・生活の相談等)
 - ④介護方法の指導 (家族等に対する介護指導等)
 - ⑤スポーツ、レクリエーション
 - ⑥健康指導 (健康チェック、健康相談、栄養相談)
- (3) 創作的活動事業
- (4) 給食サービス
- (5) 入浴サービス
- (6) 介護サービス
更衣、排泄等の身体介助
- (7) 送迎サービス

(利用者から受領する費用の額)

第8条

- (1) 指定デイサービスを提供した際には、利用者又はその扶養義務者から居宅利用者負担額の支払いを受けるものとする。

負担割合：1割

単独型認知症対応型通所介護費（6時間以上7時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
単位数	880 単位	974 単位	1066 単位	1161 単位	1256 単位
料金 (A)	9574 円	10597 円	11598 円	12631 円	13665 円
介護保険 給付金額 (B)	8616 円	9537 円	10438 円	11348 円	12298 円
利用者負担 (A) - (B)	958 円	1060 円	1160 円	1264 円	1367 円

負担割合：2割

単独型認知症対応型通所介護費（6時間以上7時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
単位数	880 単位	974 単位	1066 単位	1161 単位	1256 単位
料金 (A)	9574 円	10597 円	11598 円	12631 円	13665 円
介護保険 給付金額 (B)	7659 円	8477 円	9278 円	10104 円	10932 円
利用者負担 (A) - (B)	1915 円	2120 円	2320 円	2527 円	2733 円

負担割合：3割

単独型認知症対応型通所介護費（6時間以上7時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
単位数	880 単位	974 単位	1066 単位	1161 単位	1256 単位
料金 (A)	9574 円	10597 円	11598 円	12631 円	13665 円
介護保険 給付金額 (B)	6701 円	7417 円	8118 円	8841 円	9565 円
利用者負担 (A) - (B)	2873 円	3180 円	3480 円	3790 円	4100 円

負担割合：1割

単独型認知症対応型通所介護費（5時間以上6時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
単位数	858 単位	950 単位	1040 単位	1132 単位	1225 単位
料金 (A)	9335 円	10336 円	11315 円	12316 円	13328 円
介護保険 給付金額 (B)	8401 円	9302 円	10183 円	11084 円	11995 円
利用者負担 (A) - (B)	934 円	1034 円	1132 円	1232 円	1333 円

負担割合：2割

単独型認知症対応型通所介護費（5時間以上6時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
単位数	858 単位	950 単位	1040 単位	1132 単位	1225 単位
料金 (A)	9335 円	10336 円	11315 円	12316 円	13328 円
介護保険 給付金額 (B)	7468 円	8268 円	9052 円	9852 円	10662 円
利用者負担 (A) - (B)	1867 円	2068 円	2263 円	2464 円	2666 円

負担割合：3割

単独型認知症対応型通所介護費（5時間以上6時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
単位数	858 単位	950 単位	1040 単位	1132 単位	1225 単位
料金 (A)	9335 円	10336 円	11315 円	12316 円	13328 円
介護保険 給付金額 (B)	6534 円	7235 円	7920 円	8621 円	9329 円
利用者負担 (A) - (B)	2794 円	3095 円	3388 円	3689 円	3992 円

負担割合：1割

単独型認知症対応型通所介護費（4時間以上5時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
単位数	569 単位	626 単位	684 単位	741 単位	799 単位
料金 (A)	6190 円	6810 円	7441 円	8062 円	8693 円
介護保険 給付金額 (B)	5571 円	6129 円	6696 円	7255 円	7823 円
利用者負担 (A) - (B)	619 円	681 円	745 円	807 円	870 円

負担割合：2割

単独型認知症対応型通所介護費（4時間以上5時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
単位数	569 単位	626 単位	684 単位	741 単位	799 単位
料金 (A)	6190 円	6810 円	7441 円	8062 円	8693 円
介護保険 給付金額 (B)	4952 円	5448 円	5952 円	6449 円	6954 円
利用者負担 (A) - (B)	1238 円	1362 円	1489 円	1613 円	1739 円

負担割合：3割

単独型認知症対応型通所介護費（4時間以上5時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
単位数	569 単位	626 単位	684 単位	741 単位	799 単位
料金 (A)	6190 円	6810 円	7441 円	8062 円	8693 円
介護保険 給付金額 (B)	4333 円	4767 円	5208 円	5643 円	6085 円
利用者負担 (A) - (B)	1857 円	2043 円	2233 円	2419 円	2608 円

負担割合：1割

単独型認知症対応型通所介護費（3時間以上4時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
単位数	543 単位	597 単位	653 単位	708 単位	762 単位
料金 (A)	5907 円	6495 円	7104 円	7703 円	8290 円
介護保険 給付金額 (B)	5316 円	5845 円	6393 円	6932 円	7461 円
利用者負担 (A) - (B)	591 円	650 円	711 円	771 円	829 円

負担割合：2割

単独型認知症対応型通所介護費（3時間以上4時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
単位数	543 単位	597 単位	653 単位	708 単位	762 単位
料金 (A)	5907 円	6495 円	7104 円	7703 円	8290 円
介護保険 給付金額 (B)	4725 円	5196 円	5683 円	6162 円	6632 円
利用者負担 (A) - (B)	1182 円	1299 円	1421 円	1541 円	1658 円

負担割合：3割

単独型認知症対応型通所介護費（3時間以上4時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
単位数	543 単位	597 単位	653 単位	708 単位	762 単位
料金 (A)	5907 円	6495 円	7104 円	7703 円	8290 円
介護保険 給付金額 (B)	4125 円	4546 円	4972 円	5392 円	5803 円
利用者負担 (A) - (B)	1773 円	1949 円	2132 円	2311 円	2487 円

負担割合：1割

単独型介護予防認知症対応型通所介護費（6時間以上7時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要支援1	要支援2
単位数	760 単位	851 単位
料金 (A)	8268 円	9258 円
介護保険 給付金額(B)	7441 円	8332 円
利用者負担 (A)－(B)	827 円	926 円

負担割合：2割

単独型介護予防認知症対応型通所介護費（6時間以上7時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要支援1	要支援2
単位数	760 単位	851 単位
料金 (A)	8268 円	9258 円
介護保険 給付金額(B)	6614 円	7406 円
利用者負担 (A)－(B)	1654 円	1852 円

負担割合：3割

単独型介護予防認知症対応型通所介護費（6時間以上7時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要支援1	要支援2
単位数	760 単位	851 単位
料金 (A)	8268 円	9258 円
介護保険 給付金額(B)	5787 円	6480 円
利用者負担 (A)－(B)	2481 円	2778 円

負担割合：1割

単独型介護予防認知症対応型通所介護費（5時間以上6時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要支援1	要支援2
単位数	741 単位	828 単位
料金 (A)	8062 円	9008 円
介護保険 給付金額(B)	7225 円	8107 円
利用者負担 (A)－(B)	807 円	901 円

負担割合：2割

単独型介護予防認知症対応型通所介護費（5時間以上6時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要支援1	要支援2
単位数	741 単位	828 単位
料金 (A)	8062 円	9008 円
介護保険 給付金額(B)	6449 円	7206 円
利用者負担 (A)－(B)	1613 円	1802 円

負担割合：3割

単独型介護予防認知症対応型通所介護費（5時間以上6時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要支援1	要支援2
単位数	741 単位	828 単位
料金 (A)	8062 円	9008 円
介護保険 給付金額(B)	5643 円	6305 円
利用者負担 (A)－(B)	2419 円	2703 円

負担割合：1割

単独型介護予防認知症対応型通所介護費（4時間以上5時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要支援1	要支援2
単位数	497 単位	551 単位
料金（A）	5407 円	5994 円
介護保険 給付金額(B)	4866 円	5394 円
利用者負担 (A)－(B)	541 円	600 円

負担割合：2割

単独型介護予防認知症対応型通所介護費（4時間以上5時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要支援1	要支援2
単位数	497 単位	551 単位
料金（A）	5407 円	5994 円
介護保険 給付金額(B)	4325 円	4795 円
利用者負担 (A)－(B)	1082 円	1199 円

負担割合：3割

単独型介護予防認知症対応型通所介護費（4時間以上5時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要支援1	要支援2
単位数	497 単位	551 単位
料金（A）	5407 円	5994 円
介護保険 給付金額(B)	3784 円	4195 円
利用者負担 (A)－(B)	1623 円	1799 円

負担割合：1割

単独型介護予防認知症対応型通所介護費（3時間以上4時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要支援1	要支援2
単位数	475 単位	526 単位
料金（A）	5168 円	5722 円
介護保険 給付金額(B)	4651 円	5149 円
利用者負担 (A)－(B)	517 円	573 円

負担割合：2割

単独型介護予防認知症対応型通所介護費（3時間以上4時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要支援1	要支援2
単位数	475 単位	526 単位
料金（A）	5168 円	5722 円
介護保険 給付金額(B)	4134 円	4577 円
利用者負担 (A)－(B)	1034 円	1145 円

負担割合：3割

単独型介護予防認知症対応型通所介護費（3時間以上4時間未満の場合。1回につき）

要介護度	要支援1	要支援2
単位数	475 単位	526 単位
料金（A）	5168 円	5722 円
介護保険 給付金額(B)	3617 円	4005 円
利用者負担 (A)－(B)	1551 円	1717 円

加算対象サービス

介護度	入浴介助加算 I（1日につき）
単位数	40 単位
料金（A）	435 円
介護保険 給付金額(B)	391 円
利用者負担 (A)－(B)	44 円
負担割合：2割	87 円
負担割合：3割	131 円

(2) 次に定める費用については、利用者から徴収する。

- ①通常要する時間を超えて提供されるサービス
- ②その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

食事の提供に要する費用	昼食 500円
	おやつ 100円
レクリエーション、クラブ活動	材料費等の実費 1回 100円 (内容により金額が変わることがあります。)
その他	オムツ代等実費

(3) 前項の費用の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者又はその扶養義務者に対して説明した上で同意を得るものとする。

(4) 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、利用者又はその扶養義務者に対し領収証を交付するものとする

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、平野区・東住吉区全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条

- (1) サービスの提供を受けようとする利用者は、サービス利用の際は体調の異常や異変がある場合はその旨を申し出る事とする。
- (2) サービスの提供を受けようとする利用者が、事業所の器具、物品を取り扱う際は、従事者の指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第11条

- (1) 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族へ連絡・医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。
- (2) 利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に関しては、すこやかデイサービスセンターで定めてある消防計画によるものとし、毎年定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第 13 条 提供した指定デイサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- (2) 事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (3) 事業所は、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理)

第 14 条

- (1) 事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。
従業員の健康管理を徹底し、従業員の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業員に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。
利用者にも手洗い、うがいを励行させていただきます。
- (2) 0-157、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症マニュアルを整備し、従業員に周知徹底しています。
また、従業員への衛生管理に関する研修を年 1 回行っています。

(従業員の研修)

第 15 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を図るための研修の機会を次のとおり設けるものと、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用後 6 か月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) やむを得ない場合を除き身体拘束は行わない。
緊急やむを得ない場合とは・・・ ※以下のすべてを満たすこと

切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります

(運営推進会議)

第 17 条 地域密着型通所介護事業所の適切な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。

- (1) 運営推進会議の開催は、おおむね 6 月に 1 回以上とする。
- (2) 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄とする地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有する者とする。
- (3) 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等とする。
- (4) 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営についての重要事項)

第 18 条

- (1) 事業所は、利用者に対し適切な指定デイサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。
- (2) 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- (4) 地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流努める。
- (5) 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- (6) 事業者は、利用者に対する指定デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、利用終了後 5 年間は保存する。
- (7) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はすこやかデイサービスセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和 6 年 6 月から施行する。